めに、 ス事業」と65歳以上のすべて りました。 とを目的に、「介護予防・日 がみられたかたが利用できる ト」により、 っている 定を受けた方や、 立していきましょう。 常生活支援総合事業」が始ま ニーズを地域全体で支えるこ 2025年に向け、 介護予防の事業も利用できま 介護予防・生活支援サービ 方が利用できる「一般介護 内容は、 ビスは変わらず実施され、 事業開始後もこれまでのサ 要介護の状態にならないた 寸 塊 事業を利用しながら自 の世代が75歳を迎える 「基本チェックリス 要支援 生活機能の低下 下野 1 2 0 高齢者の 市が行

## 始まりました。 支援総合事業が 可護予防・日常生活

## ◆利用の流れ

予防事業」があります。

| 流れ                       | 内容  |  |
|--------------------------|---|--|
| ①相 談                     | 市(高齢福祉課)・地域包括支援センターに相談<br>〇生活状況や困っていることの聞き取り。         |  |
| ②基本チェックリスト               | 質問項目の主旨の説明を受けながら、回答していく。                              |  |
| ③介護予防・生活支援<br>サービス事業の対象者 | ②で該当者になった場合は、利用者本人の状況やサービス利用の<br>意向を聞き取り、サービス利用を検討する。 |  |
| ④介護予防マネジメント<br>依頼書提出     | 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出<br>書を提出する。              |  |
| ⑤被保険者証発行                 | 被保険者証を発行し、事業該当者に送付する。                                 |  |
| ⑥介護予防マネジメント<br>実施        | ケアプラン等を作成し、サービス担当者会議等を開催する。                           |  |
| ⑦ケアプラン等交付                | 事業該当者は、ケアプランに同意し、契約を締結する。                             |  |
| ⑧サービス事業利用                | サービスの利用開始する。  |  |

## ◆お詫びと訂正

2月号(21ページ)の一般介護予防事業のうち「ふれあいサロン陽だまり」の昼食代として1回500円になっていましたが、1回550円となります。

## ◆地域の相談窓□「地域包括支援センター」を利用しましょう

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるように、必要な援助・支援を行う総合相談窓口です。主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等が、皆さんの生活を支える役割を担っています。

| 名 称               | 場所      | 電話      |
|-------------------|---------|---------|
| 地域包括支援センター みなみかわち | 南河内児童館内 | 44-3002 |
| 地域包括支援センター こくぶんじ  | ゆうゆう館   | 43-1229 |
| 地域包括支援センター いしばし   | 特養いしばし内 | 51-0633 |

■問い合わせ先 高齢福祉課 ☎(52)1115